

静岡県告示第552号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和5年9月15日

静岡県知事 川勝平太

新居加入区（新居区域の小型ふぐ底はえ縄釣漁業及び小型合併漁業のうち主として底はえ縄によりふぐ釣を営む漁業区分）

1 届出年月日

令和5年9月1日

2 発起人の住所及び氏名

湖西市岡崎598-8

内藤 和幸

湖西市新居町中之郷3661-45

岩崎 祐介

3 区域

新居区域

4 区分

小型ふぐ底はえ縄釣漁業及び小型合併漁業のうち主として底はえ縄によりふぐ釣を営む漁業区分